

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加東市は介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県加東市長

公表日

令和6年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険事務と付帯事務
②事務の概要	加東市は、介護保険法（平成9年法律第123号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ・介護保険資格に関する事務 ・介護保険料の賦課に関する事務 ・介護保険料の収納に関する事務 ・介護保険の認定に関する事務 ・介護保険の給付に関する事務 ＜特定個人情報の利用について＞ 加東市は番号法に従い、介護保険業務では特定個人情報を以下のように取り扱う。 Ⅰ. 個人番号の取得 ①住民記録システムから住民の個人番号を取得する。（既存の住基連携にて取得） ②宛名システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力する。 Ⅱ. 個人番号の利用 ①本人確認（真正性確認） 本人確認（申請書の内容確認など）の際、システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段として個人番号を利用する。 ②帳票への印字 各事務にて使用する各種帳票（申請書など）に個人番号を出力する。 Ⅲ. 特定個人情報の提供・照会 ①情報提供ネットワークシステムへの情報提供および照会を実施する。
③システムの名称	1、介護保険システム 2、住基GWシステム 3、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム） 4、中間サーバー 5、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)介護保険特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条（利用範囲）別表第一の68の項（介護保険）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(42、56の2、61、62、93、94の項) (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項)	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康福祉部 高齢介護課	
②所属長の役職名	高齢介護課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所 健康福祉部 高齢介護課	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所 健康福祉部 高齢介護課	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月12日	Ⅱ 1	平成27年9月1日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	
平成29年6月12日	Ⅱ 2	平成27年9月1日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I 1② 事務の概要	【介護保険資格に関する事務】 ①介護保険の被保険者の資格を把握するため、住民基本台帳や届出等により、必要な情報入手し、資格情報を管理する。 ②被保険者から申請された異動情報をシステムに登録する。 ③被保険者から申請された情報に応じて、本人及び配偶者の所得及び資産情報、同一世帯の所得情報等を確認し、被保険者へ証(被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証など)を送付する。	・介護保険資格に関する事務	事後	
令和1年6月28日	I 1② 事務の概要	【介護保険料の賦課に関する事務】 ①介護保険料の賦課決定のため、被保険者及び世帯内の所得情報等を確認する。 ②住所地特例者及び転入者の所得情報等を確認する。 ③介護保険料の特別徴収に関する管理を行う。 ④生活保護情報及び老齢福祉年金情報の登録を行う。 ⑤介護保険料の賦課決定及び資格異動、税情報の更正等による変更決定を行う。 ⑥決定及び変更決定通知書の作成する。 ⑦介護保険料減免申請情報の登録及び変更決定を行う。	・介護保険料の賦課に関する事務	事後	
令和1年6月28日	I 1② 事務の概要	【介護保険料の収納に関する事務】 ①介護保険料の徴収のため、賦課情報を確認する。 ②滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。 ③徴収した保険料等の把握のため、収納情報を管理する。 ④口座振替処理及び管理を行う。	・介護保険料の収納に関する事務	事後	
令和1年6月28日	I 1② 事務の概要	【介護保険の認定に関する事務】 ①認定状況の把握のため、認定情報を管理する。	・介護保険の認定に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 1② 事務の概要	【介護保険の給付に関する事務】 ①被保険者への給付事務を行うため、認定情報を確認する。 また、給付状況の把握のため、給付情報を管理する。	・介護保険の給付に関する事務	事後	
令和1年6月28日	I 1② 事務の概要 ＜特定個人情報の利用について＞ Ⅲ. 特定個人情報の提供・照会	①情報提供ネットワークシステムへの情報提供および照会は現時点では未定。	①情報提供ネットワークシステムへの情報提供および照会を実施する。	事後	
令和1年6月28日	I 1③ システムの名称	2、既存住民基本台帳システム	2、住基GWシステム	事後	
令和1年6月28日	I 5① 部署	福祉部 高齢介護課	健康福祉部 高齢介護課	事後	
令和1年6月28日	I 5② 所属長の役職名	高齢介護課 課長 藤井 康平	高齢介護課長	事後	
令和1年6月28日	I 7 請求先	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所 福祉部 高齢介護課	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所 健康福祉部 高齢介護課	事後	
令和1年6月28日	I 8 連絡先	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所 福祉部 高齢介護課	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所 健康福祉部 高齢介護課	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ 1	平成28年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ 2	平成28年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	－	項目の追加	事後	様式変更による見直し
令和5年5月12日	I 1 ③	1、介護保険システム 2、住基GWシステム 3、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 4、中間サーバー	1、介護保険システム 2、住基GWシステム 3、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 4、中間サーバー 5、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ 1	平成31年4月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ 2	平成31年4月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	